

# いじめ防止基本方針

平成28年4月1日

ふじみ野市立大井西中学校

# 目 次

はじめに.....	1
第1 大井西中学校基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 .....	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	3
2 重大事態への対処.....	7
（1）重大事態への対処の流れ.....	7
（2）ふじみ野市教育委員会又は本校による調査.....	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	12
<資料> 年間行事予定.....	13

## はじめに

他都市の中学校での、いじめを背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件の発生により、平成24年7月11日にふじみ野市教育委員会が「いじめの実態把握のための緊急調査」を行い、さらに、8月1日には文部科学省による「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」が実施されました。

ふじみ野市では、平成25年度全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけないことである」との問いに対し、小学校では肯定的に回答する児童が、全国・埼玉県平均ともに上回っているのに対し、中学校では全国・埼玉県平均を下回る結果となっています。このような状況を深刻に受け止め、本校では、いじめの正確な実態把握とその解決並びに未然防止に向け、ふじみ野市立大井西中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「大井西中学校基本方針」という。）を作成する。

これは、いじめに係る対策を実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

平成26年3月17日

## 第1 大井西中学校基本方針の策定

### <学校いじめ防止基本方針>

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 1 本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 2 大井西中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。
- 3 いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。
- 4 取組の実効性を高めるため、大井西中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

### <具体的方策>

- ① いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制、策定に当たり自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- ② 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。
- ③ 生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- ④ 法第22条に基づく組織の位置付け、全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高める。
- ⑤ いじめに関するアンケート調査の年間実施回数、PDCAサイクルによる検証と基本方針の見直しを行う。
- ⑥ 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間での生徒を主体とした取組を行う。
- ⑦ 重大事態への対処について、教職員が何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

<第22条>

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① 本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。
- ② 学校いじめ問題対策委員会は、本校の「指導相談部会」を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、さわやか相談員等で構成する。また、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。
- ③ 学校いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織である。必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応する。
- ④ 学校いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。必要な場合には公平性・中立性を確保するため、ふじみ野市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。
- ⑤ ふじみ野市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、ふじみ野市教育委員会の「ふじみ野市いじめ問題対策委員会」による調査を行うものとし、その調査に協力する。
- ⑥ 学校いじめ問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

⑦ 学校いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、ふじみ野市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### ① いじめの防止

- ア いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- イ 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- エ 教職員の言動が、生徒（児童生徒）を傷つけたり、他の生徒（児童生徒）によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。

- A いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。
- B いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、下記のことを念頭に置いて対応に当たる。
  - (A) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
  - (B) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
  - (C) いじめられている生徒（児童生徒）を守り通すことを最優先に指導・支援する。

<いじめに関する事例の分析>

→教師が直接・間接にいじめを生み出している（教師がいじめの発生に関わっている）場合があることに十分留意する。

- 【例】
- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
  - ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

## (イ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要である。

<学級づくりのポイント>

A 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

(A) 生徒（児童生徒）の気持ちを共感的に受け止める。

（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

(B) 居場所をつくる。

(C) 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

(D) 規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

B 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

(A) 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

(B) 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

C 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

D 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

## (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなる。

A 生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながる。

- B 学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。
- C 「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。

- A いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切である。
- B 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。
- C PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

### (オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- A 道徳の時間及び学級活動等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。
- B 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- C 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

## ② 早期発見（教職員の認識）

- ア いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われる。
- イ 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。
- ウ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- エ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- オ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒（児童生徒）が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- カ 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

キ 次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ク ふじみ野市いじめ認知度を参考資料として活用する。

※ふじみ野市いじめ認知度

認知度 E	1 対 1	比較的軽度な言葉による冷やかし、からかい	一時
認知度 D	1 対数人	認知度 E の継続、誹謗中傷、仲間はずれ、無視	短期
認知度 C	1 対数人	認知度 D の継続、叩く、蹴る、殴る、物かくし等	短中期
認知度 B	1 対集団	長期間集団無視、いじめによる欠席、転校検討	中長期
認知度 A	1 対集団	犯罪行為強要、障害行為、恐喝、窃盗、自傷行為、死をほのめかす等、そして、重大事態の項目	期間未定

### ③ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることをしない。

イ 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下行う。

エ 次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒（児童生徒）への指導（「New I's」参照）

- ・いじめの内容や関係する生徒について十分把握する。
- ・人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- ・いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）

- ・「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。
- ・本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。
- ・日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒（児童生徒）への対応

- ・はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒（児童生徒）への対応

- ・いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応(いじめの早期発見、早期対応、早期解消)

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) ふじみ野市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果をふじみ野市教育委員会へ速やかに報告する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(8ページ以下参照)
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、学校いじめ問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、

因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

- ⑥ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記エの調査を行った学校いじめ問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記エの調査結果は、ふじみ野市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

## (2) ふじみ野市教育委員会又は本校による調査

<学校の設置者又はその設置する学校による対処>

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ① 重大事態の発生と調査

### ア 重大事態の意味について

- (ア) 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- (イ) 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のケースが想定される、
- ・ 生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (エ) いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校はふじみ野市教育委員会へ、事態発生について報告する。

### ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- (ア) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- (イ) 本校は、重大事態が発生した場合には、直ちにふじみ野市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。
- (ウ) 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないとふじみ野市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、ふじみ野市教育委員会のふじみ野市いじめ問題対策委員会において調査を実施する。
- (エ) 本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、ふじみ野市教育委員会との連携を図りながら実施する。

### エ 調査を行うための組織について

- (ア) 本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校いじめ問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有す

る者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(イ) 本校が調査の主体となる際には、ふじみ野市教育委員会のいじめ問題対策委員会調査審議会の委員等の協力について相談する。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

### (ア) 「事実関係を明確にする」とは・・・

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- 1 いつ（いつ頃から）
- 2 誰から行われ
- 3 どのような態様であったか
- 4 いじめを生んだ背景・事情
- 5 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 6 本校・教職員がどのように対応したか



※事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 本校は、ふじみ野市教育委員会のいじめ問題対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### (イ) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- 1 いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取る。
- 2 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。  
＜例＞ 質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等
- 3 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- 4 いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。



- 調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にする。
- 事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

#### (ウ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 1 生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- 2 迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 3 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを考える。

### カ 自殺の背景調査における留意事項

- (ア) 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- (イ) この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- (ウ) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

#### <留意事項>

- 1 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 2 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 3 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 4 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 5 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、ふじみ野市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- ⑩ 亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。
- ⑪ WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」を参考にする。

## キ その他留意事項

- (ア) 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする可能性があることを理解する。
- (イ) 本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

<学校の設置者又はその設置する学校による対処>

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(ア) 本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要

な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われ、
- ・どのような態様であったか、
- ・いじめを生んだ背景・事情
- ・生徒の人間関係にどのような問題があったか、
- ・学校・教職員がどのように対応したか

(イ) これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

(ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(エ) 本校が調査を行う際、ふじみ野市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

## イ 調査結果の報告

(ア) 調査結果については、ふじみ野市長に報告する。

(イ) 上記2ア（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えてふじみ野市長に送付する。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

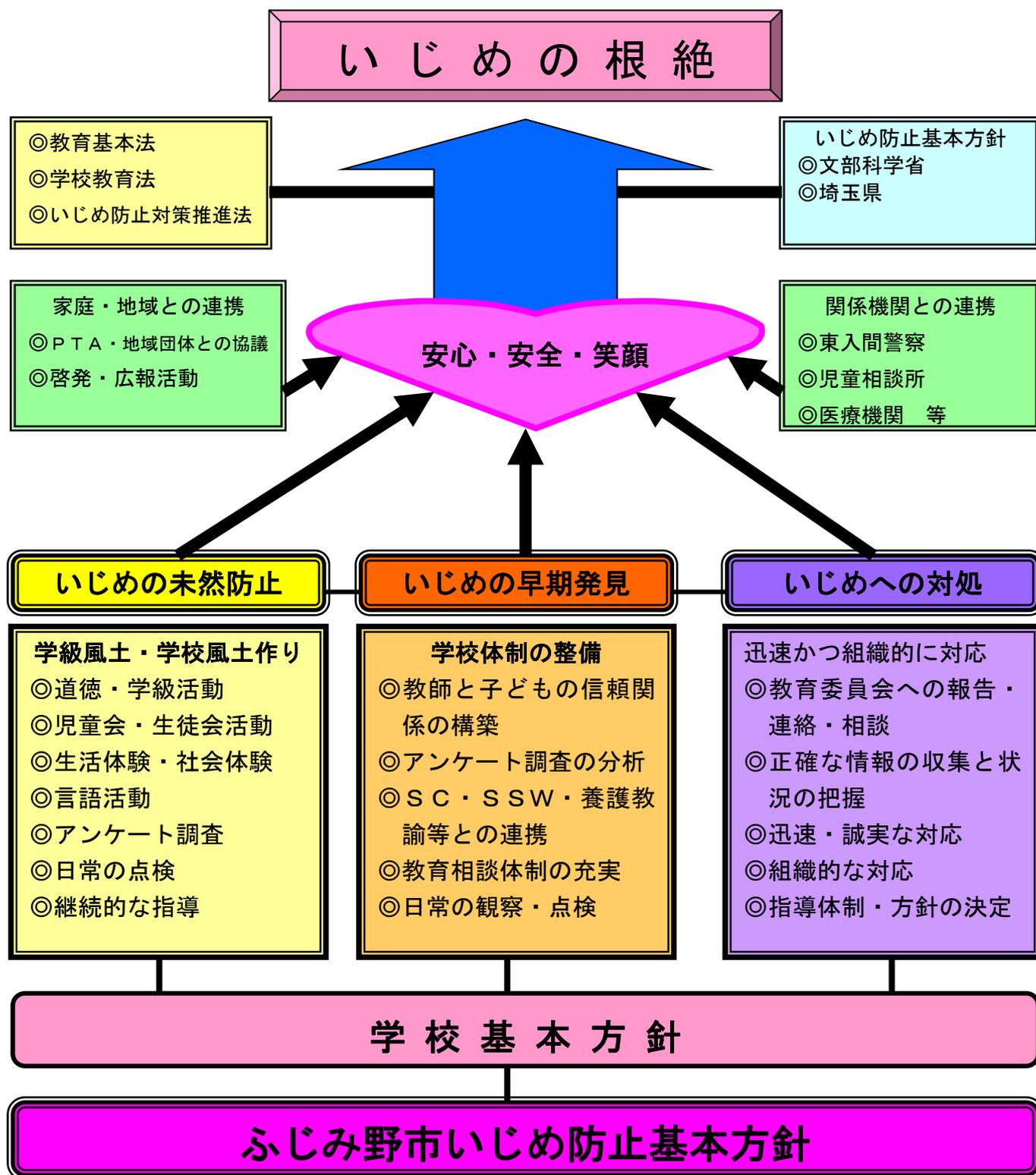
本校は、学校いじめ問題対策委員会において毎年度、大井西中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、大井西中学校基本方針の見直しを検討する。

検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### 第4 年間予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・ 新入生に対するいじめ防止教育（学年）	・ いじめ防止教育（学年）	
	・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・ 企画委員会：「〇〇年度学校基本方針」策定		
5 月	・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） ・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評議員会） ・ 第1回児童生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査		
6 月	・ 授業改善に関わる研究授業		
7 月	・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） ・ 「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）		
9 月	・ いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施		
9 月	・ あいさつ運動の実施		
10 月	・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部） ・ 第2回児童生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査		
11 月	・ 児童会生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）		
12 月	・ 「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・ 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）		
1 月	・ 第3回児童生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（道徳部）		
2 月	・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評議員会） ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）		
3 月	・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）		

# ふじみ野市 いじめ防止グランドデザイン



## 目 次

○ いじめとは	7
1 いじめの定義	7
2 いじめに関する基本的認識	8
○ いじめの未然防止	10
(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくり	
(2) 未然防止に向けた具体的な手立て	
3 いじめの早期発見	11
(1) 早期発見のための具体的な手立て	
4 いじめへの対処	12
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
5 家庭・地域との連携	13
(1) 家庭地域との連携のために	
6 関係機関との連携	13
(1) 関係機関との連携のために	
7 重大事態への対処	14
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態への対処の流れ	
○ 別添 学校基本方針（例）	

## (2) いじめ

### ① 定義

<いじめ防止対策推進法 第2条>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、**物理的な攻撃**を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じている者。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「**攻撃**」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「**物理的な攻撃**」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

### ② 基本的認識

○ いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

## 『「いじめ」をすることは人間として絶対に許されない』という強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要があります。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことです。

## いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めます。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つことが大切です。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計です。

## いじめの様態には様々なものがあることを再認識する

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## いじめは事実の発見が難しい問題であることを認識して常に指導にあたる

子どもはいじめを受けていることをなかなか知らせられないことが多いことがあります。友人関係の不安や親に心配をかけたくないなどの不安等により、事実を口にしなかったりアンケート調査に回答しなかったりすることも少なくありません。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあります。

さらに、自分自身に原因があるのではないかと、自分を責めたり、あるいは自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、ストレスが強い場合には、自傷行為や命にかかわる重大事態につながったりすることもあります。

他にも、いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童・生徒に向けることもあります。

## いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

行為を行っている本人はいじめとしての自覚がなく、単なる冷やかしか程度のもりであったり、からかいであったり、いたずらなどの遊び感覚であったりすることもあり、いじめを受けている児童・生徒との意識や認識に大きな差が見られます。

また、いじめを受けている児童・生徒にも原因や問題があると考え、いじめを正当化するなど、間違った認識も存在しています。

さらに、周りとの違いや個性を柔軟に受け入れることができなかったり、いじめが自分に降りかかってこないようにするために、いじめ行為に加わったりすることもあります。

### いじめは、解消後も注視が必要である

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。また、解消後に再発する可能性を含んでいます。そのときの指導により完全に解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切です。

### いじめは、教師の姿勢が問われる問題である

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねません。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないこともあります。

「いじめられた子ども」を最後まで徹底的に守り通す姿勢を忘れてはなりません。

### いじめは、家庭教育と大きな関わりを有している

子どもの健全な成長には、家庭での指導の仕方やしつけ方、またいじめについてのとらえ方などが与える影響は大きいものです。

日常からの子どもに対する愛情のかけ方、精神的な関わり方、ふれあいなど、家庭教育のあり方が、児童・生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もあります。

### いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童生徒の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要があります。

## 2 いじめに関する基本的認識

- いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

### 『「いじめ」をすることは人間として絶対に許されない』という強い認識を持つ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要があります。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことです。

## いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めます。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つことが大切です。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計です。

## いじめの様態には様々なものがあることを再認識する

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## いじめは事実の発見が難しい問題であることを認識して常に指導にあたる

子どもはいじめを受けていることをなかなか知らせられないことが多いことがあります。友人関係の不安や親に心配をかけたくないなどの不安等により、事実を口にしなかったりアンケート調査に回答しなかったりすることも少なくありません。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあります。

さらに、自分自身に原因があるのではないかと、自分を責めたり、あるいは自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、ストレスが強い場合には、自傷行為や命にかかわる重大事態につながったりすることもあります。

他にも、いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童・生徒に向けることもあります。

## いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

行為を行っている本人はいじめとしての自覚がなく、単なる冷やかしか程度のもりであったり、からかいであったり、いたずらなどの遊び感覚であったりすることもあり、いじめを受けている児童・生徒との意識や認識に大きな差が見られます。

また、いじめを受けている児童・生徒にも原因や問題があると考え、いじめを正当化するなど、間違った認識も存在しています。

さらに、周りとの違いや個性を柔軟に受け入れることができなかったり、いじめが自分に降りかかってこないようにするために、いじめ行為に加わったりすることもあります。

## いじめは、解消後も注視が必要である

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。また、解消後に再発する可能性を含んでいます。そのときの指導により完全に解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切です。

### いじめは、教師の姿勢が問われる問題である

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねません。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないこともあります。

「いじめられた子ども」を最後まで徹底的に守り通す姿勢を忘れてはなりません。

### いじめは、家庭教育と大きな関わりを有している

子どもの健全な成長には、家庭での指導の仕方やしつけ方、またいじめについてのとらえ方などが与える影響は大きいものです。

日常からの子どもに対する愛情のかけ方、精神的な関わり方、ふれあいなど、家庭教育のあり方が、児童・生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もあります。

### いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童生徒の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要があります。

## 3 いじめの未然防止

### (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土作り

未然防止の取組の一つに、多くの児童生徒がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす、『居場所づくり』の発想の取組があります。

『どんなささいな予兆も見逃さず対処する』という早期発見・早期対応の姿勢も大切ですが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わることを考えれば、そこに限界があるのも事実です。

そこで、いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレス）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図ります。

子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

- ① 「事後対応」ではなく、「発生しにくい風土作り」へ転換していく。全ての児童・生徒を対象に、当たり前のことを当たり前に行うことや、よいことはよい、悪いことは悪いと言ったことを確実に指導していきましょう。
- ② いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実

践にあたりましょう。

- ③ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていきましょう。
- ④ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立しましょう。

## (2) 未然防止に向けた具体的な手だて

- ① 道徳や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、児童・生徒の心を成長させていきましょう。
- ② 学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりについての活動に取り組むとともに、適切な指導助言を行っていきましょう。
- ③ 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の慣用や豊かな上層を培う活動に積極的に取り組みましょう。
- ④ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることの内容、日常生活から細心の注意を払っていきましょう。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を継続していきましょう。
- ⑥ 定期的に、生活アンケートやいじめについてのアンケート調査を行い、実態・状況を把握するとともに、日常における出席状況や子どもの表情、体長等を確認し、兆候を素早くつかみましょう。

## 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていきましょう。

### (1) 早期発見のための具体的な手だて

- ① 日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努め、互いの信頼関係を構築し、子どもの状況を把握しやすい環境をつくりましょう。
- ② 児童生徒の生活実態について、定期的に面談やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めましょう。また、アンケート調査の分析を担当を中心に複数で行い、把握と指導に努めましょう。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭などとの連携に努め

ましょう。

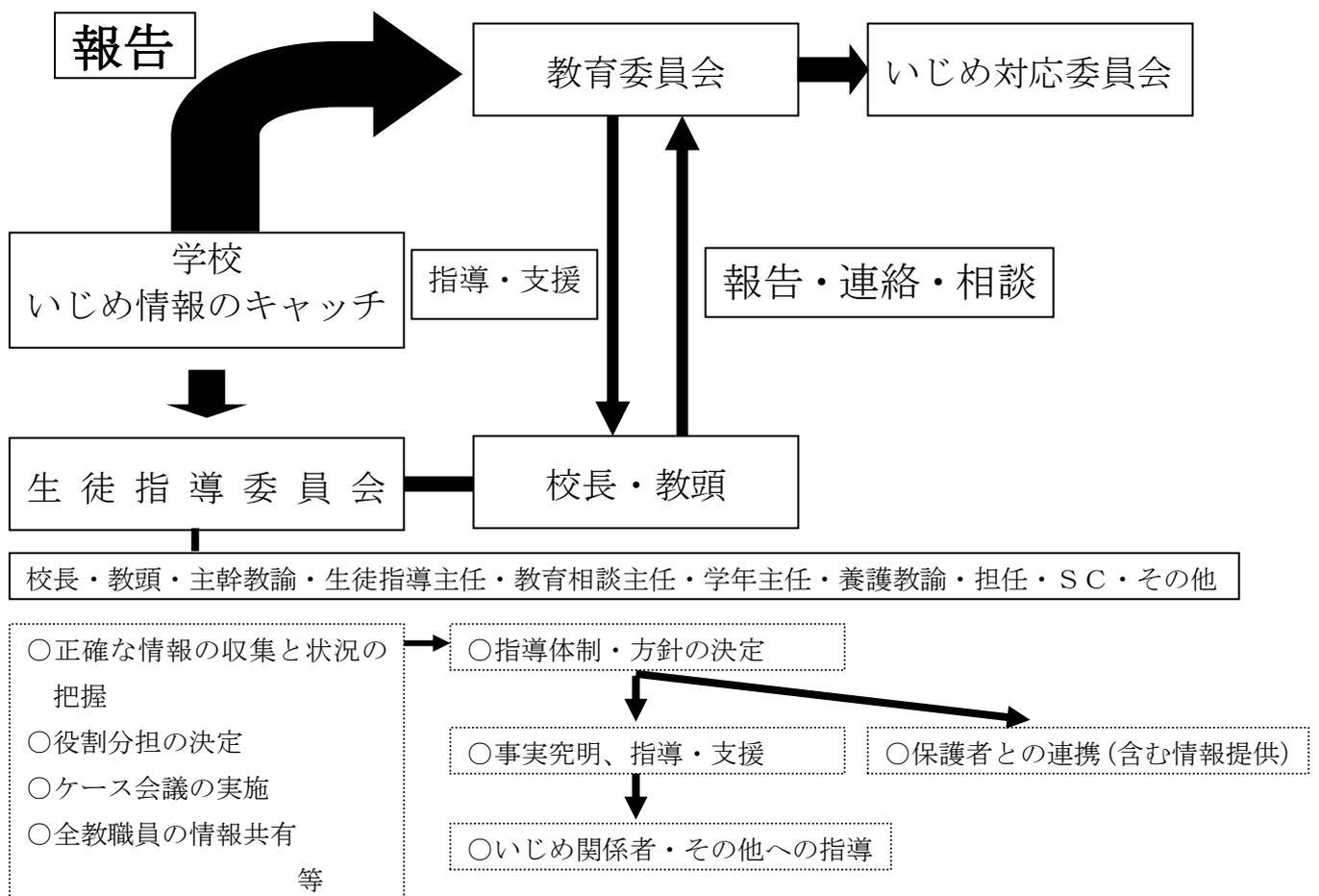
- ④ 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、一つ一つの確に対応していきましょう。
- ⑤ いじめについての訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を税各かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しましょう。
- ⑥ 教育相談体制を整備し、児童生徒の悩みや要望を背曲的に受け止められる状況確立していきましょう。
- ⑦ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができるような体制も整備していきましょう。
- ⑧ 教育相談について、県の相談窓口や児童相談所などの相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に周知徹底しましょう。
- ⑨ 児童生徒等の個人情報取扱について、ガイドライン等に基づき適切に取り扱いきましょう。
- ⑩ 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子について目を配るとともに、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ様子をうかがいましょう。
- ⑪ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりするなど、気になる場所を日常から確認していきましょう。
- ⑫ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うなどの工夫をしましょう。

## 5 いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



## 6 家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、(学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用したりするなど、)いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきましょう。

### (1) 家庭地域との連携のために

- ① 学校と P T A、地域の関係団体等が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進していきましょう。
- ② いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行いましょう。
- ③ いじめの問題の解決のために、関係機関と歴刹那連携・協力をはかりましょう。

## 7 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要です。

### (1) 関係機関との連携のために

- ① 関係機関等の役割や専門性、業務内容等について把握・理解しておきましょう。
- ② 連携に当たっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にしたうえで共に取り組もうとする姿勢をもち、すべてを関係機関等に委ねてしまうことがないようにしましょう。
- ③ 保護者や地域住民等に対しては、いじめや暴力行為等に関するきまりや警察等との連携を図る際の基準等、関係機関等との連携を図る際の方針を明確に示し、理解と協力を得ておきましょう。
- ④ 関係機関等との連携を進めていくに当たっては、個人情報保護に十分留意しましょう。

## 8 重大事態への対処

いじめ問題への対応においては、日常からの未然防止も含め、細心の注意を払いながら取り組んでいくことはこれまでも述べてきましたが、必要な教育上の指導等を行っているにもかかわらず、いじめが原因で不登校に陥ってしまったり、重篤な場合は命に関わってしまうような事案となってしまうことも考えられます。万が一、そのような事態に陥ってしまった場合には、被害児童生徒及びその保護者に対して、誠心誠意の対応をしなければなりません。

そのような事態に陥った場合は、学校または学校の設置者が、調査のための組織において、調査を実施し、調査結果を教育委員会や市長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供しなければなりません。そのため、平素から、学校や学校の設置者と市には、これらの事態へ対応する組織を設置しておくことが必要です。

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合            等
  
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への対処の流れ

